

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第22号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年上越市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第7項第2号中「、条例第8条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。